

名称：「預かり物の提示方法，装置およびシステム」事件

特許権侵害行為差止等請求控訴事件

知的財産高等裁判所：平成 26 年(ネ)10107 号 判決日：平成 27 年 5 月 14 日

判決：控訴棄却

キーワード：構成要件の充足性、

[概要]

被控訴人の実施方法・装置に対し控訴人が差止め・損害賠償を求めた原審において、控訴人の請求をいずれも棄却する旨の判決が言い渡された。

控訴人が控訴したところ、特許権の侵害は成立していない、として控訴棄却され、原審の判断が維持された事案である。

[特許発明]

【請求項 1】

クリーニング対象の品物の保管業務における顧客からの預かり物の内容をインターネットを介して顧客に提示する預かり物の提示方法であって、

提示者が利用する第 1 通信装置により、

顧客から預かるべき複数の品物又は顧客から預かった複数の品物の画像データを得て、該複数の品物の画像データを記憶手段に記憶する第 1 ステップと、

顧客が直接利用するウェブブラウザ機能を備えた第 2 通信装置から受信するユーザ情報と前記複数の品物の画像データに対応付けて前記記憶手段に予め記憶された認証情報とに基づいて認証を行う第 2 ステップと、

前記ユーザ情報が前記認証情報と一致する場合に、前記記憶手段に記憶された前記複数の品物の画像データの中から、前記ユーザ情報に対応するものを一覧出力形式で、品物の顧客による識別の用に供すべく、前記第 2 通信装置へ送信する第 3 ステップと

を有し、

該第 3 ステップは、品物を識別した顧客の画面上における所定のクリック操作に応じて品物の選択的な返却要求を前記第 2 通信装置から送信させるようになしたウェブページに、前記品物に対応する画像データを含めて送信する

ことを特徴とする預かり物の提示方法。

[被控訴人実施方法]

- ・旧被告方法：H21.12.16~H25.4.29
- ・新被告方法：H25.4.30~
- ・各画像データは「検品済みアイテム」、「保管中アイテム」、「保管期限間近のアイテム」、「返却処理済みアイテム」にそれぞれ分かれてサーバに記録されており、顧客が例えば「保管中アイテム」というボタンをクリックすると、旧被告方法の場合、「保管中アイテム」についてのみ、その全ての画像が顧客側に送信され、新被告方法では「保管中アイテム」の画像のうち 1 枚のみが顧客側に送付される。

[控訴人主張]

- ・請求項 1 及び本件明細書には、画像出力を 1 回に限定する記載や 1 送信当たりの画像データ数についての記載はない。
- ・請求項 1 に記載されていないにもかかわらず、画像出力の回数を「1 回」に限定する解釈は誤りである。
- ・顧客は、預かった複数の品物の全ての画像について、1 回で出力する態様であろうと、複数回に分けて出力する態様（逐次出力）であろうと、全体に一通り目を通すことができる。出力が何

回であっても、顧客は、どのような衣類を預けたかを忘れた場合を含めて、預けている衣類の全体を正確に把握でき、・・・(中略)・・・本件特許の目的、作用効果を奏することができる。

[被控訴人主張]

・本件各発明が解決しようとする課題は、どの衣類を預けたか忘れていた顧客に対して事業者が預かっている対象物の内容を画像で視覚的に示すことによって、顧客が、預けている衣類を正確に把握し、その中から返却を要求したい衣類を事業者に対して容易かつ的確に知らせることができるようにする点にあるから、顧客に対し、1回の画像送信により預かっている衣類の全てを示す必要がある。しかしながら、顧客が各操作をして結果的に全ての画像を閲覧できるようにするだけでは、どの衣類を預けたか忘れた顧客が、適切に、全ての画像を送信するような操作を行うことを期待できない。このような方式は、顧客に対して容易かつ的確に全ての画像を示すことにはならず、本件各発明が解決しようとする課題を解決できない。

[裁判所の判断]

・本件明細書の記載に鑑みると、送信される画像データと送信されない画像データを区別する基準を示す文言は存在せず、「一覧出力形式」とは、ユーザ情報に対応する複数の品物の全ての画像を(【0053】、【0055】)、ウェブブラウザの同一画面において閲覧することができる形式をいう。

・自分が行った1回の呼出操作で全ての商品の画像が同一ウェブページに表示されず、出力されていない画像が他に存在する構成に基づく方法では、顧客が、表示されていない品物の存在を失念している場合には、他のカテゴリーにアクセスしたり、同一カテゴリー内にある他の画像を呼び出したりすることは考えられないのであって、自分が預けた品物を全て正確に把握するという上記課題を解決できない。

・1回の呼出操作で全ての商品の画像が同一ウェブページに表示されない新旧いずれの方法についても、被控訴人方法がこの要件を欠くものとなる。

[コメント]

請求項1の「一覧出力形式」とは、ユーザが預けた品物の全画像の出力を指すのか、一部の画像の出力を指すのかが問題となった。裁判所は、自分が預けた品物を全て正確に把握する、という本件発明の課題を解決するためには、「一覧出力形式」とは、預けた品物の全画像データの一覧である必要がある、と判断した。請求項の用語の意義を課題の記載から解釈した事例である。

以上